

令和5年6月23日

大阪市内を営業区域とされている指定確認検査機関 各位
指定構造計算適合性判定機関 各位

大阪市 計画調整局
建築指導部 建築確認課長

**2025年日本国際博覧会における
建築基準法第85条第6項及び第7項の規定に基づく仮設建築物許可にかかる
任意の構造計算適合性判定の実施機関について【周知】**

平素は、本市建築指導行政にご理解・ご協力を賜り、誠にありがとうございます。

大阪・関西万博における仮設建築物許可にあたりましては、「2025年日本国際博覧会における建築基準法第85条第6項及び第7項の規定に基づく仮設建築物許可基準」第4第2項において、「保有水平耐力計算」または「限界耐力計算」により構造安全性を確かめるものは、建築主において構造計算適合性判定を受けていただくこととしております。

この運用にあたりましては、建築基準法第77条の20第六号および同法第77条の35の4第六号に準じて、確認検査機関とは異なる機関で行っていただくことを求めておりましたが、今後は確認検査機関と同一の機関で行っていただくことも可として取り扱います。

<ご参考>

以下の大阪市ウェブページに本運用による手続きの流れを新たに追加掲載し、「許可基準及び手続き要領に関するQ&A」を更新しておりますのでお知らせいたします。

--手続きの流れ--

<https://www.city.osaka.lg.jp/toshikeikaku/page/0000549781.html#nagare1>

--Q&A--

<https://www.city.osaka.lg.jp/toshikeikaku/page/0000549781.html#QA> (該当 No.8,9)

お問合せ先

大阪市 計画調整局 建築指導部

建築確認課（構造強度） 佐藤 <電話：06-6208-9301>